**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**28**年**1月号**

**年頭に当たり、旧年のご厚情に感謝しますとともに、御社の**

**ご発展をお祈りいたします。**

**≪視点≫マイナンバー制度がスタートしました！**

　平成28年１月１日より、マイナンバー制度が施行され、本格的な運用がスタートしました。

昨年より随時ご案内いたしましたが、今後の雇用保険上の取得・喪失、その他の手続きや、税分野等でマイナンバーが必要となります。今月号では、今後のマイナンバー制度の展望、マイナンバー制度開始にあたっての現時点での留意点について再確認したいと思います。

マイナンバー制度の展望

**⇒　個人番号カードの交付開始**

マイナンバー制度運用開始に合わせて、希望者には「個人番号カード」が交付されます。平成27年10月より各世帯に届いたのは「通知カード」で、マイナンバーを証明する公的書類としては使えますが身分証明書にはなりません。対して、「個人番号カード」は顔写真入りの身分証明書として使える他、ICチップを内蔵しており確定申告等で利用できる電子証明書が格納されます。

発行手続については、「通知カード」送付時に同封されてきた申請書に顔写真を添付し、返送することで申し込むことができます。ただし、あくまで希望者のみの申請となり、**現時点で「個人番号カード」を利用する場面は限られています。漏えいやなりすまし等を心配される方は、今後、個人番号カードの利用範囲の拡大や、平成29月1月より開設予定の「マイナポータル」開始時に合わせて申請するのもよいのではないでしょうか？**

**⇒　平成29年1月　マイナポータルの開始予定**

　「マイナポータル」は**「自宅のパソコン等から、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を確認できるもの」**として整備される予定です。

その他民間サービスと連携して予定されている機能としては、

1. ワンストップサービス…　引っ越しなどの際の官民横断的な手続
2. 電子私書箱…　行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種データを受領し活用

する仕組み

1. 電子決済サービス…　納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

など…

また、マイナポータルでは、なりすましによりマイナンバーを詐取されることのないように、利用の際は情報セキュリティ及びプライバシー保護に配慮し、「個人番号カード」の電子証明書等を利用してログインすることとなります。

**⇒　将来的なマイナンバー制度の広がり**

現在、マイナンバーの利用範囲は、『社会保障・税・災害対策』の分野に限られています。今後は利用範囲が広がり、民間サービスでの利用も出てくる予定となっております。前年の改正により平成30年より預貯金の口座にも任意で付番できることとなりました。今後は医療分野での活用も期待されており、より便利に使えるようになる見込みです。

ただし、当然デメリットとして漏洩のリスクも増えてきますし、監視されているということで不快に思われる方も多いのが現実です。

取扱上の留意点

　マイナンバー制度の注意点は多岐に渡り、管理を怠ると事業者としての信用にかかわる事態になりかねません。その上で、①取得　②利用　③提供　④保管　⑤廃棄　の各段階にて適切な管理をしていくことが必要となります。そのためには、実務にあたる従業員にも適切な教育をしていくことが重要となります。取り急ぎ、限られた利用範囲の中で「漏洩」という事態だけは防ぐような努力が求められています。　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！

**―　注目の助成金**

職場定着支援助成金（雇用管理制度助成）

　概要

　雇用管理制度などの導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主（重点分野関連事業主）に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

受給額

導入した雇用管理制度の区分に応じた以下の金額が支給されます。

イ．評価・処遇制度　　ロ．研修制度　ハ．健康づくり制度　二．メンター制度（各１０万円）

対象となる措置

**A　制度導入助成（上記金額）**

1. 計画を作成し、労働局長の認定を受けること
2. 認定された雇用管理制度整備計画に基づき、制度を導入し、かつ重点分野等の事業に従事する通常の労働者１名以上に実施すること
3. 雇用管理責任者を選任していること

**B　目標達成助成（定額６０万円）※複数の雇用管理制度を達成しても金額は変わりません）**

1. (１)支給対象となる措置の「A　制度導入助成」に記載する措置を実施すること
2. 離職率を目標値以上に低下させること

対象となる事業主

|  |  |
| --- | --- |
| **A　制度導入助成** | **B　目標達成助成** |
| ①雇用保険の適用事業であること | ①A助成金の支給を受けていること |
| ②重点分野等の事業を行う事業主であること | ②離職率の目標値を低下させること |
| ③助成金の併給調整に該当しないこと | ③助成金の併給調整に該当しないこと |
| ④離職者がいる場合、一定の要件を満たすこと | ④離職者がいる場合、一定の要件を満たすこと |

　　　　　お問い合わせは当事務所まで！